

平成 27 年 7 月 9 日
厚生労働省年金局
事業管理課システム室

「年金業務システム（個人番号管理（2次）及び経過管理・電子決裁サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」調達仕様書案に係る意見招請についての留意事項

1. 意見等の提出期限

平成 27 年 7 月 30 日（木）17：00 必着

2. 提出方法

意見等については、別添様式により直接持参又は郵送願います。

別添様式に加え、参考として資料等を添付する場合については、その資料等は任意様式で構いません。

上記提出に併せ、電子メール等により提出書類一式の電子ファイルを提出願います。

3. 提出先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 日本年金機構本部内

厚生労働省年金局事業管理課システム室

担 当：黒川、森下

連 絡 先：03-5344-1100 内線 4716

E-mail：nenkinsystem@mhlw.go.jp

4. 意見等に対する回答

提出された意見等に対する回答につきましては、意見等の提出期限（平成 27 年 7 月 30 日）以降、厚生労働省ホームページ上で公表します。

5. その他留意事項

- （1）調達仕様書案の変更などの提案／要望を行う場合は、提案／要望するに至った理由・経緯等について極力記載をお願い致します。記載なき場合、別途個別に照会する場合があります。
- （2）郵送により提出する場合には、提出期限までに必着するように送付願います。未着の場合の責任は提出者に属するものとし、期限内に提出がなかったものとみなします。

**「年金業務システム(個人番号管理(2次)及び経過管理・電子決裁サブシステム)に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」
調達仕様書案にかかる意見等**

平成 年 月 日

住 所 : _____

社 名 : _____

担 当 者 : _____

連 絡 先 : TEL _____

e-mail _____

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容
	頁	章番号等		
1				
2				
3				
4				
5				

※ 区分欄には、「質問」「提案」「要望」の別を記すこと。